

令和4年函審第12号

裁 決  
漁船A定置網損傷事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和3年9月11日05時15分  
北海道栄浦漁港北方のオホーツク海
- 2 船舶の要目  
船 種 船 名 漁船A  
総 ト ン 数 3.4トン  
登 録 長 10.60メートル  
幅 2.93メートル  
機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 276キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船首部右舷寄りに操舵室を設け、同室前部中央に舵輪を、その前方棚上には、中央にマグネットコンパスを、左舷側にレーダー及び主機の遠隔操縦装置を、右舷側にGPSプロッターをそれぞれ備えたFRP製漁船で、a受審人ほか4人が乗り組み、さけ・ます定置網の網起こしの目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和3年9月11日03時50分栄浦漁港を発し、同漁港北西方のオホーツク海に敷設された定置網に向かった。

ところで、栄浦漁港北方のオホーツク海には、北見市に所在する標高11.1メートルの四等三角点九里番屋（以下「九里番屋三角点」という。）から056度（真方位、以下同じ。）590メートル、073度860メートル、037度1,790メートル及び026度1,670メートルの各地点を順次結んだ線によって囲まれた海域に、北海道知事から免許を受けた免許番号常さけ定第4号と称する定置漁業の漁場区域（以下「第4号漁場区域」という。）が平成31年4月1日から令和5年12月31日まで設定され、同区域内には沖網と陸網の2つの定置網（以下「4号定置網」という。）が敷設され、両網の間には、東西方向に約140メートルで幅が約30メートルの通航可能な海域（以下「水路」という。）が設けられ、a受審人は、平素、水路を通って自身が作業する第4号漁場区域の南東端の東方約700メートルのところに敷設された定置網に向かっていた。また、a受審人は、GPSプロッターに、水路のほぼ中央付近に設置された旗ざお付きの浮標の位置（以下「登録地点」という。）と第4号漁場区域の4隅とを登録し、接近すればレーダーで登録地点の旗ざおの映像は確認できるものの、定置網の映像は確認することができなかった。

a 受審人は、霧により視界が制限される中、北海道サロマ湖を西行して同湖とオホーツク海とをつなぐ第2湖口を經由し、同海に出て東行し、登録地点を頼りに水路を通り、04時15分目的の定置網に到着して作業を開始した。

a 受審人は、さけ及びます1,850キログラムを漁獲したのち、05時10分作業した定置網を発進して帰途に就き、舵輪後方で立った姿勢で単独で操船に当たり、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、05時14分少し前九里番屋三角点から086度1,240メートルの地点で定針するにあたり、依然、霧により視界が制限される中、GPSプロッター及びレーダーでは4号定置網との位置関係を確認できない状況であったが、同網に接近して目視で確認した後に右転すれば、水路まで無難に航行できると思い、同区域の北方を大回りする針路とするなど、針路の選定を適切に行うことなく、針路を4号定置網の陸網東端の先にある登録地点に向く317度に定め、20.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

こうして、a 受審人は、4号定置網に向首したまま続航し、05時15分僅か前同網を視認できるようになったものの、マグネットコンパスで船首方向を確認していてこの状況に気付かず、05時15分九里番屋三角点から048.5度960メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、4号定置網に乗り入れた。

当時、天候は霧で風はほとんどなく、潮候はほぼ高潮時にあたり、視程は20メートルで、北見市常呂には濃霧注意報が発表されていた。

その結果、推進器翼に曲損等を、定置網は袋網に損傷をそれぞれ生じ、のちにいずれも修理された。また、甲板員1人が左大腿骨遠位端開放骨折を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件定置網損傷は、霧により視界制限状態となった栄浦漁港北方のオホーツク海において、同漁港に向けて帰航する際、針路の選定が不適切で、4号定置網に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、霧により視界制限状態となった栄浦漁港北方のオホーツク海において、第4号漁場区域を超えて同漁港に向けて帰航する場合、GPSプロッター及びレーダーでは4号定置網との位置関係を確認できない状況だったのだから、同網に乗り入れることのないよう、第4号漁場区域の北方を大回りする針路とするなど、針路の選定を適切に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、4号定置網に接近して目視で確認した後に右転すれば、水路まで無難に航行できると思い、針路の選定を適切に行わなかった職務上の過失により、右転時期を失して同網に向首進行して乗り入れる事態を招き、船体及び定置網にそれぞれ損傷を生じさせ、甲板員1人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年1月26日

函館地方海難審判所

審判官 大野 浩